

(別紙) 関係法令等に関する特記事項

1 法令に基づく手続

買受人は、立木の伐採、搬出その他これらに附随する行為に関し、あらかじめ関係機関と協議の上、法令等に基づき必要となる許可、承認、協議、届出その他の手続を、自らの責任と費用負担により行うものとする。

なお、当該物件には、外山早坂県立自然公園特別地域及び周知の埋蔵文化財包蔵地「岩洞湖Ⅰ遺跡」の区域が含まれるため、特に留意すること。

2 個別事項

(1) 県立自然公園に関する事項

外山早坂県立自然公園特別地域に該当するため、県立自然公園条例その他関係法令に基づく許可申請その他必要な手続を行うこと。

また、許可条件を遵守するとともに、許可書の写しを市に提出すること。

(2) 埋蔵文化財に関する事項

作業道の設置、整地その他地表面の改変を伴う行為を行う場合は、文化財保護法その他関係法令に基づく手続が必要となる場合がある。手続に当たり、市から資料の提供その他必要な協力を求められた場合は、これに応じること。また、発掘調査が必要となる場合は、市及び関係機関の指示に従い、必要な協力を行うこと。

(3) 道路使用等に関する事項

作業道、搬出路、土場等として国道、県道、市道その他道路管理者が管理する用地を使用する場合は、あらかじめ道路管理者その他関係機関と協議のうえ、必要な許可申請その他の手続を行い、その指示に従うこと。

また、次の事項を遵守すること。

ア 市道敷地に通行の支障となる伐木、資材その他物件を存置しないこと。

イ 市道敷地を進入路として使用し、敷砂利、改築その他道路構造に影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ道路管理者と協議すること。

ウ 道路の通行止めその他交通規制を伴う場合は、関係機関と協議し必要な手続を行うこと。

エ 道路施設を損傷した場合は、買受人の責任と費用負担により原状回復すること。

(4) 土砂災害防止に関する事項

森林の伐採及び木材搬出に当たっては、土砂流出、河川等への影響その他災害の発生防止に十分配慮すること。特に不要な木材、枝条等を溪流内に放置しないこと。

また、法面の保護その他必要な措置を講じ、環境保全に努めること。

(5) 鳥獣保護区特別保護地区に関する事項

鳥獣保護区特別保護地区を含むことから、作業道の開設は必要最小限とし、河川または沢への土砂流出防止に配慮すること。

また、作業機械からの油の流出防止に努めるとともに、作業音その他自然環境への影響を最小限とするよう配慮すること。